

「環境・ごみ」について

P1

受付月	題名	ご意見内容	回答要旨	担当部
4月	住民ボランティアによるゴミのない街づくりについて	住民ボランティア活動によるゴミの無い街への取り組みを要望する。	平成21度から「美しいまちづくりまかせて！」事業を実施します。無償のボランティア活動を市が支援するものです。 広報やわた平成21年5月号で参加者を募集します。 市民のマナー向上の啓発に努めていきます。	環境経済部
5月	大谷川(府道八幡城陽線付近)側堤のガーデニングについて	大谷川(府道八幡城陽線付近)側堤にボランティア等の協力を得て、低灌木などを植栽し、景観改善を実施してほしい。	府道八幡城陽線以北の大谷川河川区域の樹木類の維持管理をしていますが、以南は京都府の管理となっているため、京都府へ連絡します。 桜並木、低木類の八幡市管区分については、「美しいまちづくりまかせて事業」、「花のまちづくり事業」を元に検討していきます。	都市整備部
5月	休耕田・空き地の利用について	休耕田・空き地を市民農園及びガーデニングへ転用してほしい。	サラリーマン家庭や都市の住民のレクリエーション等や高齢者の生きがいづくりなどの多様な目的で、小面積の農地利用の貸農園が市内でも数多く開設され、市民の方々に親しんでいただいています。 現時点では、市が開設者となる新たな農園の計画はありません。	環境経済部
5月	エコ対策について	太陽光パネルの促進(公的助成)をしてほしい。	太陽光パネルの導入は、多額の設置費用が必要であり、どのくらいの期間で導入費用が回収できるかの研究も必要です。 今後、補助制度も視野に入れて検討していきたいと考えます。まずは、学校などの公共施設の整備から自然エネルギーに配慮するように努めます。 〔平成22年度から助成を始めました。〕	環境経済部
5月	竹林整備について	やわたの竹の宣伝について(竹炭などへ活用してほしい。)	本年度より公共の場所を対象に市民による無償の美化活動を支援する「美しいまちづくりまかせて！」事業を立ち上げました。 将来、この事業が発展し、竹林整備につながればと願っています。 現在、竹林の整備や廃材の有効活用は、市とボランティア団体等が協力して取り組んでいます。	環境経済部

「環境・ごみ」について

P2

受付月	題名	ご意見内容	回答要旨	担当部
6月	太陽光発電にかかる助成について	八幡市では、太陽光発電にかかる助成はあるのか。 太陽光発電助成は市の活性化につながり、また、エコに貢献できるのではないかと。	太陽光発電の導入には、多額の費用が必要です。 現状では、仮に京都府と同程度の助成をしても設置費用の回収に20年以上を要します。 国では、太陽光発電の普及を進めるため発電した電気を買取る等の制度を検討していますので、その同行を見ながら、市の助成制度について検討していきます。 〔平成22年度から助成を始めました。〕	環境経済部
9月	駅前の喫煙場所設置について	八幡市駅のアンスリー横に喫煙ブースが設置された。 乗降客通路上の設置に対し、京阪電鉄に不服を申し入れたが、設置者は八幡市環境保全課と聞いた。 公共広場への喫煙スペース設置について再考してほしい。	平成21年4月に八幡市駅前の喫煙場所を7箇所から2箇所に減らし見直しました。ご指摘の場所は、風向きにより煙が停留する状況もあり、見直すことにしました。 灰皿を廃止したいところですが、タバコのポイ捨て対策として移動しましたので、ご理解をお願いします。	環境経済部
9月	ごみ収集作業のお礼について	ごみの収集時に毎回チリトリと箒で散らばったゴミを集め、非常にきれいにしてくれている。 サークル活動の中でも最近、市役所の対応が変わってきているという話がなされる。さらに良くなってもらいたい。	今後もより良い対応に努めます。 ありがとうございます。	環境経済部
11月	猫の糞害について	何年も前から飼い猫・野良猫の糞害が多発している。 自治会でも回覧板で注意をしてくれているが、ひどくなっている。 放し飼いの猫の飼い主には注意し、野良猫は駆除してほしい。	犬は、狂犬病予防法の下で捕獲をすることができますが、猫は取り締まる法律がなく、捕獲できません。 迷惑な猫については、飼い主のモラル責任の徹底が重要であり、今後も啓発に取り組んでいきます。	環境経済部

「環境・ごみ」について

P3

受付月	題名	ご意見内容	回答要旨	担当部
12月	生ごみの回収について	<p>毎年6月～9月の間、生ごみの回収を週3回にしてほしい。昔と違って年々気温が高くなっているの、状況に応じてほしい。</p>	<p>現在の収集体制は、17台の塵芥収集車で可燃ごみは週2回の収集と不燃ごみの収集を行っています。可燃ごみの週3回の収集を行おうとした場合、体制・収集車の確保等の課題があるため、現行収集でのご理解・ご協力をお願いします。</p>	環境経済部
1月	資源ごみの回収について	<p>資源物回収日に回収に来ない。 平成21年5月から資源物回収日の毎週木曜日に来ない時が何回もあり、環境事務所に連絡をしたが、なかなか対応してくれない。 委託業者が回収出来ないのであれば、市役所が回収に来るべきだ。以前の業者は、必ず回収に来ていた。</p>	<p>現在の委託業者は、平成21年5月からの新規委託業者で、回収に慣れるまでにご迷惑をお掛けしたものです。また、年始には資源物の回収が6品目(通常は3品目)で回収に時間を要し、その日に回収ができず、大変ご迷惑をおかけしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。 委託業者には、毎週、委託地区全体の回収を終えた報告をさせるようにしました。</p>	環境経済部
3月	ごみのポイ捨てについて	<p>ごみ拾いをしている、市民の方から「モラルが無いからいくら拾ってもきれいにならない。捨てたら罰金を科すようにしないと無くならない。」と言われた。 この事について、市長はどう考えるのか聞きたい。</p>	<p>平成18年10月1日から施行の八幡市美しいまちづくりに関する条例において、罰則規定を設けています。犬のフンを放置したものには10万円以下の罰金、空缶等のポイ捨てをした者には2万円以下の過料を科すことができる規定にしています。 この規定は、金銭を徴収することが目的ではなく、同条例の趣旨を社会的モラルとして定着させ、違反者に反省を促すことを狙いとしています。 今後とも「ポイ捨てのないまち」を目指してこの条例の啓発に努め、これからも、自立と協働による、市民のための個性あふれるまちづくりを進めて参ります。</p>	環境経済部